

○条例の一部改正について

「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例」の一部を改正する条例

(施行日：令和4年10月11日)

1 背景

「道路構造令の一部を改正する政令（H31.4.16 成立、4.19 公布）H31.4.25 施行」により、「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（H25.4.1 施行）」の一部を改正することとなった。

2 一部改正の概要

(1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通行帯」を新たに規定

① 「自転車通行帯」の規定

用地の制約等から自転車道の整備が進まない中で、供用済みの現道では道路交通法に基づき、「普通自転車専用通行帯」の通行区分が指定され、自転車通行区間の分離が進められている。新設道路でも自転車通行空間の分離を図るため、道路構造令に「普通自転車専用通行帯」に準じる「自転車通行帯」が新たに規定された。これに伴い、本条例でも同様に「自転車通行帯」を規定し、新設の県道での設置を可能とした。

② 設置要件を規定

道路構造令および本条例にて自転車道の幅員は2.0m以上と規定している。これに対して、新たに本条例で定める自転車通行帯の幅員は道路構造令の改正に準じて、道路交通法の普通自転車通行帯と同様の1.5m以上とし、やむを得ない場合は1mまで縮小できることとした。

効果

歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行区間を整備し、自転車対歩行者の事故件数の縮小を実現。



(2) 自転車道の設置要件を追加規定

道路構造令の改正前は自転車道の設置要件を「自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路」としていたが、改正により、設計速度 60km/h 以上の道路に設置するものとして、設置要件が追加された。これに準じて本条例にも追加で規定することとした。